

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社は“コーポレートガバナンス”を、「株主・顧客・従業員・地域社会等ステークホルダーの立場を踏まえ、透明・公正かつ迅速・果断な意思決定を行うための仕組み」と認識し、持続的な成長及び中長期的な企業価値の向上を図る観点から、継続的にその充実に取り組む。

1. 株主の権利を尊重し、平等性を確保する。
2. ステークホルダーとの相互利益を考慮し、適切に協働する。
3. 会社情報を適切に開示し、透明性を確保する。
4. 取締役会は、“ビジネステーマ・戦略”を明確に示し、幅広い視野で客観的に“リスクの管理体制の構築”・“業務執行の監督”を行い、リーダーシップを発揮する。
5. 株主の声に耳を傾け、また当社の経営方針に理解を得る機会を持ち、建設的な対話から、それを経営に反映させる体制整備に取り組む。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

【補充原則1 - 2 - 4】

当社は、自社の株主における機関投資家や海外投資家の比率等も踏まえて、議決権の行使環境作りを進めます。募集通知の英訳・議決権電子行使プラットフォームの導入については、当社の海外機関投資家比率、システムの導入・使用コスト等を総合的に勘案して、導入の要否を判断します。現状においては不要と判断します。

【原則2 - 6】

現在弊社は、アセットオーナーとしての機能を発揮できるまで企業年金の専門性を持った人材を確保できておりませんので、今後の課題といたします。

【原則4 - 11】

現任の監査役の中に財務・会計の知見を有する者がおりませんが、今後、財務・会計の知見を有する監査等委員である取締役を選任できるように努力してまいります。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

下記の各原則に基づく開示内容は、下記URL・当社ホームページ掲載の「コーポレートガバナンス・コードに基づく開示」に記載のとおりですので、そちらをご参照願います。

<https://www.suncall.co.jp/>

【原則1 - 4 政策保有株式】

【原則1 - 7 関連当事者間の取引】

【原則3 - 1 情報開示の充実】

【補充原則4 - 1 - 1】

【原則4 - 9 独立社外取締役の独立性判断基準及び資質】

【補充原則4 - 11 - 1】

【補充原則4 - 11 - 2】

【補充原則4 - 11 - 3】

【補充原則4 - 14 - 2】

【原則5 - 1 株主との建設的な対話に関する方針】

2. 資本構成

外国人株式保有比率	10%未満
-----------	-------

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
伊藤忠商事株式会社	8,509,000	26.60
日本マスタートラスト信託銀行株式会社	5,751,000	17.98
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社	2,354,000	7.36
BNP PARIBAS SECURITIES SERVICES LUXEMBOURG / JASDEC / FIM / LUXEMBOURG FUNDS / UCITS ASSETS	1,020,000	3.19
株式会社京都銀行	768,000	2.40
サンコール 従業員持株会	694,000	2.17

BNYM AS AGT / CLTS NON TREATY JASDEC	372,000	1.16
京都中央信用金庫	365,000	1.14
三井住友信託銀行株式会社	300,000	0.94
日本生命保険相互会社	246,000	0.77

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明	
------	--

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部
決算期	3月
業種	金属製品
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	100億円以上1000億円未満
直前事業年度末における連結子会社数	10社以上50社未満

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与える特別な事情

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査等委員会設置会社
------	------------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	10名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社長
取締役の人数	11名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	5名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	2名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()									
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j
土井 俊英	他の会社の出身者										
北山 修二	他の会社の出身者										
吉岡 靖之	他の会社の出身者										
田中 敦	学者										
平山 広美	他の会社の出身者										

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「」、「過去」に該当している場合は「」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d,e及びfのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	監査等委員	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
土井 俊英			主要な株主である伊藤忠商事株式会社(議決権比率約26.6%)の連結子会社である伊藤忠オートモービル株式会社における業務執行者たる地位を有しております。	伊藤忠商事株式会社において、主に自動車部門における国内外での長年の経験を有しておられますことから、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。

北山 修二		主要な取引先である株式会社神戸製鋼所において、業務執行者たる地位を有しておられます。	長年にわたる株式会社神戸製鋼所における製造責任者としての経験や、技術面を含む専門知識から、当社の経営に対する監督とチェック機能を期待したためであります。上記の理由により、社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
吉岡 靖之		過去に、主要な株主である伊藤忠商事株式会社(議決権比率約26.6%)の業務執行者たる地位を有しておられました。	社外取締役としての独立性・客觀性に加え、過去、当社の主要株主である伊藤忠商事株式会社においての長年にわたる内部監査等の責任者としての経験や、経営幹部の監査役室長としてのコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスについての高い専門性から、経営の専門家としての取締役の知見等を有されており、監査等委員である社外取締役として、適法性だけなく、妥当性の観点からも、当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。
田中 敦		関西学院大学 経済学部において教授をされておられます。	会社法上の社外取締役の要件だけでなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすことから、独立性・客觀性を有されており、関西学院大学経済学部教授として、金融分野を専門の一つとされていることから、当社からは独立した立場から、客觀的・総合的に、監査等委員である社外取締役として、適法性だけなく妥当性の観点からも当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。なお、同氏は過去に会社の経営に関与した経験はありませんが、上記の理由により、監査等委員である社外取締役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
平山 広美			会社法上の社外取締役の要件だけでなく、株式会社東京証券取引所が定める独立役員の要件を満たすことから、独立性・客觀性を有されており、上場企業における長年の法務部門責任者、常勤監査役等としての実務経験から、上場企業におけるコーポレート・ガバナンス、コンプライアンスに係る実務経験、専門的な知見を有されており、当社からは独立した立場から、客觀的・総合的に、監査等委員である社外取締役として、適法性だけなく妥当性の観点からも当社の経営に対する監督とチェック機能を発揮いただけるものと判断しております。

【監査等委員会】

委員構成及び議長の属性

	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	委員長(議長)
監査等委員会	4	2	1	3	社外取締役

監査等委員会の職務を補助すべき取締役及び使用人の有無

なし

現在の体制を採用している理由

当社は、「内部統制システムの構築・運用に係る基本方針」の【(2)監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項】において、「当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役(以下「補助取締役」という。)および使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項】において、「当社は、監査役等委員会の求めに応じて、可能な範囲で、専任の補助使用人を置く。」と定めています。他方で、現状では、監査等委員会からそのような要請が無いことから、当社は、補助使用人を置いておりません。

監査等委員会、会計監査人、内部監査部門の連携状況

監査等委員会は会計監査人と定期的な会合を持ち、監査上の課題等を聴取するとともに、監査等委員会からも監査計画、監査の状況等必要な情報を提供し、双方向での連携強化に努めます。

監査等委員会は内部監査部門並びに内部統制部門とも定期的に会合を行います。当社および当社グループを対象として内部監査や内部統制の整備・推進の状況について報告を受けるとともに、監査等委員会の監査活動の過程で入手した情報を提供する等双方向の情報交換を行います。

【任意の委員会】

指名委員会又は報酬委員会に相当する任意の委員会の有無	あり
----------------------------	----

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	3	1	1	2	1	1	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	3	1	1	2	1	1	社外取締役

補足説明

1 主な審議項目

- (1)代表取締役の後継者の計画(サクセションプラン)
- (2)役員等の指名に関する基本方針、規程、基準等
- (3)役員等の選任議案の具体的な内容
- (4)役員等の報酬等に関する基本方針、規程、基準等
- (5)役員等の報酬等の具体的な内容
- (6)その他

2 構成

- (1)委員長:独立社外取締役
- (2)委 員:上記以外の独立社外取締役および代表取締役

【独立役員関係】

独立役員の人数	2名
---------	----

その他独立役員に関する事項

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する施策の実施状況	業績連動報酬制度の導入
---------------------------	-------------

該当項目に関する補足説明

業績連動型株式報酬制度を導入しております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況	個別報酬の開示はしていない
-----------------	---------------

該当項目に関する補足説明

取締役(監査等委員である取締役を除く。) 「年額2億4,000万円以内(うち社外取締役2,000万円以内)」
なお、取締役(監査等委員である取締役を除く。)の報酬等の額には、使用人兼務取締役の使用人分給とは含んでおりません。

監査等委員である取締役

「年額7,000万円以内」

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無	あり
----------------------	----

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

取締役(監査等委員である取締役を除く。)の個別具体的な報酬額につきましては、取締役会決議により委任を受けた代表取締役が、内規に基づき、具体的な報酬額の原案を策定の上、指名・報酬諮問委員会に諮問し、同委員会の答申結果を踏まえて、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、最終的に決定しております。また、監査等委員である取締役の個別具体的な報酬額につきましては、会社法に基づき、株主総会で決議された報酬枠の範囲内で、監査等委員の協議により決定しております。

【社外取締役のサポート体制】

企画・管理部門が、必要に応じて情報伝達等サポート体制を取っております。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項(現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要)

A. 取締役会

「取締役会」は、取締役(監査等委員である取締役を除く。)7名及び監査等委員である取締役(以下「監査等委員」という。)4名にて構成し、定期取締役会を原則として月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催いたします。当社事業及び技術に精通した業務執行取締役、他社での経営経験者・学識者などの社外取締役が含まれており、専門性・多様性・客觀性を高めております。経営方針・中長期経営計画の議論、戦略的経営判断等の重要な事項の意思決定及び業務執行を監督する機関としており、組織・人事など的一部重要な事項の決定を代表取締役へ委任することで、機動性・実効性を高めております。

B. 監査等委員会

「監査等委員会」は、社外取締役3名を含む4名の監査等委員である取締役で構成し、内部統制システムを利用することで、取締役の職務執行及びその他グループ経営全般の職務執行状況について、実効的な監査を行います。原則として月1回定期監査等委員会を開催することとしております。監査・監督機能強化のため、常勤監査等委員を2名とし、情報収集力の強化と監査環境の整備に努めています。

C. 指名・報酬諮問委員会

「指名・報酬諮問委員会」は、取締役の指名及び報酬等に係る取締役会の機能の独立性・客觀性と説明責任を強化することを目的として、取締役会の諮問機関として設置しており、3名以上で構成し、その過半数は独立社外取締役としております。

D. 経営会議

当社は執行役員制度を導入しており、経営と執行の分離により監督機関としての取締役会の実効性向上を図るとともに、業務執行の最高意思決定機関として「経営会議」を執行役員で構成しております。代表取締役が取締役会から委任を受けた事項の諮問機関として、また経営方針や経営計画の承認及び個別重要案件の判断など、重要な業務に関する意思決定機関として、社長執行役員を議長として原則月1回開催いたします。

E. 会計監査人

会計監査人として、有限責任監査法人トマツと監査契約を締結し、重要な会計的課題及び内部統制に関しましては、隨時協議するとともに、適正な財務諸表監査と内部統制監査を受けております。

F. 内部監査室

内部監査室は、業務執行部隊から独立した立場で業務活動全般の検証と評価を行っております。内部統制システムの有効性、戦略策定の妥当性と達成度、業務の有効性と効率性、資産の保全、財務報告の信頼性、法令および諸規程の遵守の観点に立ち、経営目標に立った保証と改善提言を行っております。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、経営に関する迅速な意思決定と取締役会の監督機能の強化を目的として、監査等委員会設置会社としております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
集中日を回避した株主総会の設定	集中日は回避しております。
その他	招集通知の発送日に先立ち、招集通知を当社ホームページに掲載しております。

2. IRに関する活動状況

	補足説明	代表者 自身による説明の有無
個人投資家向けに定期的説明会を開催	定時株主総会終了後に株主交流会にて実施しております。 また、個人投資家向けIRも開催しております。	あり
アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催	年2回、実施しております。	あり
IR資料のホームページ掲載	適時掲示しております。	
IRに関する部署(担当者)の設置	企画・管理部門内にIR責任者を置いています。	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
ステークホルダーに対する情報提供に 係る方針等の策定	TDnetへの適時開示を遵守しております。また、当社ホームページに掲示しております。

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

当社は、取締役会において、内部統制システム構築・運営に関する基本方針に関し、下記のとおり決議し、その体制構築、運営に向けて取り組んでおります。

(1) 取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他株式会社の業務並びに当該株式会社およびその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして法務省令で定める体制

当社の取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
取締役は、取締役会における決定事項に基づき、高い倫理観をもって「職務権限・責任規程」その他の社内規程に従い職務を執行する。各取締役が相互に監督することと、監査等委員会が取締役の業務の執行状況をチェックすることで、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保する。

当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存および管理に関する体制
当社の取締役の職務執行に係る情報は、ルールを定めて検索性の高い状態で、かつ漏洩防止策を講じて、保管する。

当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、リスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
職務分掌や決裁権限、意思決定の手順を明確にし、組織的でかつ効率的な意思決定を行えるよう体制を構築・運用する。

当社の使用人の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制
当社の使用人が法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスを徹底する。行動規範を始めとした推進体制を構築・運営する。

当社の子会社から成る企業集団(以下「当社グループ」という。)における業務の適正を確保するための体制
ア 当社およびその子会社(以下「グループ会社」という。)の取締役、業務を執行する社員の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制

当社は、グループ会社が重要な意思決定について当社の事前承認を得ること、また営業成績・財務状況その他の重要な情報を当社へ報告する体制について、会社法内部統制システム構築に関する基本方針運用規程に定め、構築・運用する。

イ グループ会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
当社は、グループ会社のリスク情報の収集・リスクの分析・リスク対策を講じる体制を「リスク管理規程」に定め、運用し、損失の回避・低減・移転に努める。

ウ グループ会社の取締役等の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
当社は、当社グループの中期経営計画を策定し、当社グループ全体に周知徹底する。

エ グループ会社の取締役等及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
当社は、グループ会社の取締役および使用人が法令・定款を遵守し、高い倫理観に基づいた事業活動を行うためにコンプライアンスの推進体制を構築・運用する。

オ 上記以外の、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ会社を統括するため、指揮・命令・支援・管理事項・報告事項・監査等の体制を会社法内部統制システム構築に関する基本方針運用規程に定め、運用する。当社は、グループ会社ごとに主管部門を定め、同規程に定める範囲内で、会社経営に係る各種事項についてのトータル的な支援・管理にあたる体制とする。

(2) 監査等委員会の職務の執行のため必要なものとして法務省令で定める事項

当社の監査等委員会の職務を補助すべき取締役(以下「補助取締役」という。)および使用人(以下「補助使用人」という。)に関する事項
当社は、監査役等委員会の求めに応じて、補助使用人を置く。

補助取締役および補助使用人の当社の取締役(当該取締役および監査等員である取締役を除く。)からの独立性に関する事項
当社は、補助使用人の任命・考課・人事異動・懲戒については、監査等委員会の同意を必要とすることで、補助使用人の取締役(補助取締役および監査等委員である取締役を除く。)からの独立性を確保するものとする。

補助取締役および補助使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項

補助使用人は、監査等委員会の職務執行の範囲内で、監査等委員会の指揮命令のもとに、職務を遂行する。

当社の取締役(監査等委員である取締役を除く。)および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が当社の監査等委員会に報告するための体制

・当社およびグループ会社の取締役・使用人が、事業状況・リスク管理・コンプライアンス等重要な報告を行う各種重要な会議に、監査等委員が出席できる体制を構築・運用する。
・当社は、当社グループの取締役・使用人が、職務執行に関しての不正行為、法令・定款違反行為、会社に著しい損害を及ぼすおそれがある事實があることを発見した場合に、自己の所属長への通報および内部通報することができる体制、ならびに、社内の会議体を通じて、当社監査等委員会へもこれらの情報が共有される体制を構築・運用する。なお、当社監査等委員会は社内の会議体を通じて共有された情報に關し、必要と判断した場合、通報者に直接確認することができる。

前号の報告をした当社の取締役および使用人ならびにグループ会社の取締役および使用人が、当該報告・通報をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
内部通報を行った使用人等に対し、当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを行うことを禁止する。

当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、当社の監査等委員の職務の執行について生ずる費用等を支弁するため、予め予算に計上する。

その他当社の監査等委員会の監査が実効的に行われることを確保するための体制

当社の監査等委員会は、監査等委員会の職務の執行に必要な範囲で内部監査室に対して内部監査実施に関する事項についての指示・報告の権限を設ける。また、内部監査室、会計監査人と定期的な会合を持ち、内部監査結果および指摘・提言事項等について意見交換をする等、密接な連携を図る。当社の監査等委員会は、監査の実施にあたり必要と認める場合は、弁護士、公認会計士等の外部専門家を独自に起用することができる。

(3)その他

財務報告の信頼性を確保するための体制

代表取締役社長の指示の下、財務報告に係る内部統制の構築を行い、その整備・運用状況を継続的に評価し、必要な是正を行うとともに、金融商品取引法および関係法令等との適合性を確保する。

2. 反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

当社グループは、市民社会の秩序や安全に脅威を与える反社会的勢力・団体に対して毅然とした態度で臨む。これらの勢力・団体からの不当な圧力や金銭の要求等については断固拒否し、取引関係その他一切の関係を持たない社内体制を整備する。また、警察、顧問弁護士等外部の専門機関とも緊密に連携をとり、体制の強化を図る。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無 あり

該当項目に関する補足説明

当社は、2008年6月23日開催の当社第91期定時株主総会において、当社株券等の大規模買付行為への対応策(以下「旧プラン」といいます。)を導入し、その後、2011年6月24日開催の当社第94期定時株主総会、2014年6月25日開催の当社第97期定時株主総会および2017年6月23日開催の第100期定時株主総会決議に基づき、旧プランを一部改訂のうえ更新いたしましたが、更新後の旧プランの有効期間が2020年に開催される当社定時株主総会終結の時までとなっていたため、2020年6月24日開催の定時株主総会において、旧プランを一部改訂のうえ、更新することが決議されました(以下、更新後の対応策を「本プラン」といいます。)。

本プランの中で、「当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」(以下「基本方針」といいます。)と基本方針に照らして不適切な大規模買付提案であるかどうかを判断する手続きとしての「大規模買付ルール」を定めております。基本方針及び大規模買付ルールの概要は以下のとおりです。

なお、本プランの詳細につきましては、当社ホームページコーポレートガバナンス「当社株券等の大規模買付行為に関する対応策(買収防衛策)の更新について」をご覧ください。[\(https://www.suncall.co.jp/corporate/governance/\)](https://www.suncall.co.jp/corporate/governance/)

「会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針」

当社取締役会は、公開会社として当社株式の自由な売買を認める以上、特定者の大規模な株式買付行為に応じて当社株式の売買を行うかどうかは、最終的には当該株式を保有する株主の皆様のご判断に委ねられるべきものであると考えます。

しかしながら、近時、わが国の資本市場においては、対象会社の経営陣の賛同を得ずに、一方的に大規模買付提案を強行する動きが顕在化しております。こうした大規模買付提案の中には、その目的等からみて企業価値ひいては株主共同の利益に対する明白な侵害をもたらすもの、株主に株式の売却を事实上強要するおそれがあるもの、対象会社の取締役会や株主が大規模買付提案の内容等について検討し、あるいは対象会社の取締役会が代替案を提案するための十分な時間や情報を提供しないもの等、対象会社の企業価値ひいては株主共同の利益に資さないものも少なくありません。

また、当社グループの企業価値を将来にわたって向上させるためには、中長期的な視点での企業経営が必要不可欠であり、そのためには、お客様、お取引先、従業員、地域社会などとの良好な関係の維持はもとより、1943年の創業以来、当社が築き上げてきた様々な専門的・技術的なノウハウの活用など、当社グループの深い理解による事業の運営が必須です。

したがって、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方といたしましては、当社の企業理念、企業価値のさまざまな源泉及び当社を支えていただいているステークホルダーとの信赖関係を十分に理解し、当社の企業価値ひいては株主共同の利益を中长期的に確保、向上させるものでなければならぬと考えております。したがいまして、企業価値ひいては株主共同の利益を毀損するおそれのある不適切な大規模買付提案又はこれに類似する行為を行う者は、当社の財務及び事業の方針の決定を支配する者として適当でないと考えております。

[大規模買付ルール]

大規模買付ルールとして、当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保・向上の観点から、大規模買付行為が行われる場合に、大規模買付者に対し、事前に当該大規模買付行為等に関する情報の提供を求め、当社が、当該大規模買付行為についての情報収集・検討等を行う期間を確保したうえ、株主の皆様に当社経営陣の計画や代替案等を提示したり、大規模買付者との交渉等を行っていくための手続を定めています。具体的には、大規模買付者への「買付説明書」による買付関連情報の提供要求、「取締役会検討期間」の設定、株主の意思を確認するための「株主意思確認総会」又は「書面投票」、対抗措置としての「新株予約権の無償割当て」等の手続を定めています。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項



